

現地調査結果報告：アメリカ

【期 間】2012年1月30日（月）～2月1日（水）

【訪問先機関】

- 司法省犯罪被害者支援室 (Department of Justice, Office for Victims of Crime)
- 全米犯罪被害者補償委員会協会 (National Association of Crime Victim Compensation Boards)
- ニューヨーク州被害者支援局 (New York State Office of Victim Services)
- Safe Horizon

1 理念

- 詳細は、2012年1月26日報告「アメリカ合衆国における犯罪被害者等に対する経済的支援制度等について」（以下「1月26日報告」）参照。
- 被害者補償制度は全て「最後の拠り所たる支払手段」として機能する。連邦法の1984年犯罪被害者法では、被害者が利用できる他の「併存的な資金源」の適用を受けない費用または損失があることを要件としている。
- 被害者補償制度は通常、犯罪被害の直後に被害者を支援するための一種のセーフティネットである。被害者の一生を通じてすべての困難を全額補償し続けるためのものではなく、被害者が身体的・精神的に立ち直るのを助けるための、当座の自己負担金に焦点を当てたものである。
- 被害者補償制度の補償金は被害者が犯罪捜査に協力することを支給要件としているが、被害者補償制度は犯罪防止の手段とはみなされていない。一般に、犯罪被害者補償制度は犯罪捜査とほとんど接点がない。被害者補償制度はただ、被害者がレポートを提出し、警察や検察官の捜査に協力しているかどうかを、法執行機関に確認するだけである。
- 被害者補償に関する州法の中には、目的規定や「前文」を設けているものもある。ただし一般的に、法律に関連し、理念や趣旨についての議論はほとんど行われておらず、たとえ行われたとして、被害者による自己負担金の支払を支援することに主眼を置いた、かなり単純なものである。

（カリフォルニア州の例）

議会は、カリフォルニア州民が犯罪行為の直接的な結果として被った金銭的損失の補償を受けるのを支援することが、公益にかなっていると判断し、その旨を宣言する。

(デラウェア州の例)

議会は、州内で発生した犯罪の被害者またはデラウェアにおけるテロ行為で被害を受けた人に補償することが州の目的にかなっており、かつ州の利益にもなることをここに宣言する。したがって、特定の犯罪の罪もない被害者や、その家族や扶養家族に課された余分な困難に対処するための手段を確立することによって公共の福祉を増進するのが、本章の宣言された目的である。

2 財源

- 詳細は、1月26日報告参照。

(1) 犯罪被害者基金

- 1982年12月の大統領特別委員会による報告において、犯罪被害者の処遇改善のために挙げた68件の提言の中に、連邦犯罪被害者支援基金の創設が含まれていた。犯罪被害者支援基金は(1)各州における犯罪被害者補償制度に財政援助を提供し、(2)連邦・州・各地方の被害者/証人援助制度を支援することを主目的としていた。税収に依存しない財源を求めた結果、特別委員会は当時、連邦政府の一般財源に繰り入れられていた罰金、刑事制裁金および没収資産を財源とする基金の創設を提言した。特別委員会のメンバーは、犯罪行為の結果として集められた金銭は被害者を助けるために使われるのが適切であると考え、同時にこの資金調達手段により、税収から資金提供を受ける必要のない、行政上も効率が良い自給自足の制度を実現できると考えた。
- 犯罪被害者基金は、犯罪者が支払う金銭を財源とすることで、預託金は年によって変動するものの、財源として安定している。
- 連邦レベルでは、薬物犯罪、個人犯罪などよりも企業犯罪の行為者が納付する数億ドルという罰金等が大きな財源となっている。
- 地方の草の根運動的な被害者支援団体は今も犯罪被害者基金を支持し、制度の維持を擁護している。
- 2010会計年度に、犯罪被害者基金から被害者補償制度のために州に交付した補助金の総額は198,043,000ドルである。

(2) 州の犯罪被害者補償制度の財源

- 約40の州が犯罪者から徴収する罰金や特別賦課金等の金銭を主な財源としている一方、犯罪者から得る収入よりも、立法に基づく一般税収からの予算割当に依存している州が約10州ある。そうした州の被害者補償制度は、

州の予算全体が縮小した場合に生じる予算問題の影響を受けやすい。

- 大幅な資金不足に陥ることのある州もいくつか見られる（年によって異なるが、おおむね5 - 7州）。
- 被害者補償制度を有する州の大多数が、受理した請求に対し支払を行えるだけの十分な資金を備えているが、資金調達が依然として限られているので、給付金を増額し、あるいは新しい給付金（DV 被害者のための転居費用など）を増やそうとすることには非常に慎重である。
- 一般財源による予算に依存している州の中には、ウィスコンシン州のように、犯罪者が納付する金銭による財源を被害者補償制度には使わずにDVシェルターやカウンセリングプログラムなどに使っている州や、ノースカロライナ州のように、州法によって犯罪者が支払った金銭については教育に使わなければならないことになっている州がある。
- 一部の被害者補償制度は、犯罪者への損害賠償命令から財源の5-10%を得ている。これらの犯罪者は、被害者に被害者補償金を支給したのと同一金額を補償制度に支払うことが求められる。

(ニューヨーク州)

- ニューヨーク州の犯罪被害者補償制度の1年度の予算（2010-2011）は、36,473,000ドル（うち州の財源が23,500,000ドル、被害者基金から12,973,000ドル）。
- ニューヨーク州被害者支援局（New York State Office of Victim Services :OVS）は、刑事司法改善基金（Criminal Justice Improvement Account : CJIA）から犯罪被害者補償制度の予算を得ている。犯罪者が納付する罰金(fine), 賦課金(surcharge), 犯罪被害者支援費(Crime Victim Assistance Fee)など（車両交通法のものを含む）は CJIA に組み入れられている。
- CJIA を財源とすることにより、特に不況時などに、OVS はそれより安定しない一般予算からの予算割当に依存せずとも済む。少なくとも、現在まで、有罪判決を受けた犯罪者により支払われる資金は安定した資源である。批判の一つとしては、「政府」は一般予算により犯罪被害者を支援する責任を担うべきであり、そうしないことは、被害者の正義に対する責任の欠如を表していると感じている人々がいるという点が挙げられる。
- 負担者と受益者の対応関係については、連邦政府については、ホワイトカラー犯罪や金融犯罪の有罪確定者が納付する罰金が、身体犯の被害者に対する支払の大半を支えているというズレが認められるかもしれないが、ニューヨーク州の CJIA には当てはまらないとされている。しかし CJIA は

その資金のかなりの部分を車両交通法違反による犯罪被害者支援費等から得ている。

3 支給対象

- 詳細は、1月26日報告参照。
- 各州の被害者補償制度は独自の法律、規則、方針および手順に則って運営されており、すべての制度が連邦法の犯罪被害者法が求める支給資格要件に沿った内容となっているものの、各州の相違や、要件を解釈する際の重点の置き方の違いがある場合もある。

(ニューヨーク州)

- 通常身体的傷害を要件とするが、18歳未満の若年者、60歳以上の高齢者、障害者については、窃盗など財産犯の被害に対する補償が認められている。人身取引被害についても身体的被害があったのと同様の扱いをする。
- 被害者補償は、他の州同様、犯人検挙や起訴が要件とはされていない。
- 被害者補償の対象となる犯罪に限定がかかっていないため、死亡または傷害を惹起した車両関連過失致死傷の被害者も、犯罪被害者補償の支給資格がある（但し、この場合も他の給付を受けない場合に限られる）。
- 合法的な在留者である外国人犯罪被害者、短期滞在の外国人も支給対象となる。

(ア) 不支給事由・減額事由

- 連邦犯罪被害者法（VOCA）は、被害者補償制度によって被害者に対して法執行機関の合理的な要求への協力を促すよう定めているが、VOCA ガイドラインには「各州の被害者補償制度は、法執行機関の合理的な要求に対する被害者の協力に関し、独自の基準を設ける権限および裁量権を保持する」と定めている。
- 多くの州が7日以内又は72時間以内の通報という要件を設けているが、性犯罪やDVや児童虐待などの例外規定があるほか、それ以外の場合でも裁定機関に裁量権があるので、ある程度弾力的且つ合理的に運用されている。また、性犯罪被害者などは、警察への通報の代わりに、病院での検査（法医学的検査）でも支給要件を満たす州もある。また、通報要件はあるが、期間の制限のない州もある。

(イ) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由

(ニュー YORK 州)

- 加害者と被害者に親族関係がある場合 (domestic violence を含む) でも、被害者が被害者補償の対象となる。ただし、請求の根拠となっている犯罪について有責である者またはその者の共犯者は、かかる犯罪に関する補償の受給資格を持たない。
- 請求の根拠となっている犯罪について有責である者が補償から経済的利益を得、または不当な利益を得る場合は、補償の対象とならない。

(ウ) 国外犯被害

- およそ半数の州が独自の補償法により、海外で犯罪の犠牲となった住民に対しても補償を行っている。手続および支給要件は州内で発生した犯罪の場合と同様である。

(ニュー YORK 州)

- 国外犯については、極めて限定的な状況として、連邦の定義によるテロリズムの被害にあったときのみ補償制度の対象となる。

(エ) 遡及効の有無

- 通常、制度が申請の受付を開始した時点を以ってその制度の発効日としている。米国の補償制度の大半は少なくとも 40 年の歴史を持ち、最も新しい制度でも運営開始から 30 年が経過しているので、遡及適用の有無はもはや被害者補償の問題とはなっていない。

4 支給額算定方法

- 詳細は、1 月 26 日報告参照。

(ニュー YORK 州)

- OVS は最後の拠り所となる支払手段であるから、OVS による補償の検討より先に、利用できるあらゆる形態の補償 (私的保険、社会保障、労災補償、メディケア、メディケイドなど。) を考慮に入れなければならない。
- OVS は他の給付でカバーされない犯罪関連の一時払い費用を補償することができる。
- 5,000 ドルを超える補償は、生活困窮の状態が認定される場合にのみ認められる。

【医療費】

- 一般的に、給付を受けるには身体的傷害を要するが、(犯罪の種類や被害者に応じて)身体的傷害がない精神的被害に対してもカウンセリングその他に対する補償を認める。但し、精神的被害については、治療やカウンセリングが犯罪被害と因果関係を有する症状に対して行われていると判断される(医師又はCSW/MSWが提出する精神保健治療報告書により確認)範囲で補償の対象となりうる。
- ニューヨーク州は、制度化当初より、医療費に上限を設けておらず、中には20年以上支給を受けている人もいるが、長期間医療費を補償するケースはごく稀である。

【損失賃金・扶養の損失の補償】

- 毎週上限600ドルが(例えば400ドルの収入があった場合には、400ドル、1000ドルの収入があった場合には上限の600ドル)、30,000ドルに達するまで支給される。しかしニューヨーク州の障害・労災補償を考慮しなければならない。この補償額を先に控除する。OVSは損失が発生してからでなければ逸失賃金を補償できない(将来の得べかりし利益に対する補償はない)。
- 被害者死亡の場合には、被害者が犯罪の時点で就労していたことが必要である。遺族の各々が受領する社会保障を差し引いた上で、30,000ドルに達するまで家族に長期的補償を行うことができる(30,000ドルに達するまで毎月小切手が発行される)。
- 死亡した被害者の子に支給する場合、限度額の30,000ドルに達する前に子が成人になっても、限度額に達するまで支払う。
- 夫婦で、夫が死亡して、妻が補償を受けてきたが、限度額の30,000ドルに達する前に状況が変わって(例えば再婚して)死んだ夫に代わって新たな夫による収入ができればこの時点で、支給が終わる。こうした状況の変化について1年ごとに確認をする。
- 死亡した夫から扶養を受けていた分として考えるので、妻の就労の有無や所得の多寡は関係がない。
- 遺族が別の社会保障(遺族年金)を受給した場合などには、その時点から社会保障の受給分を減額するようになる。

【犯罪被害によって破損したりした生活必需品の修理や交換の費用】

- 生活必需品たる財産の逸失や損壊に対する補償が認められている。
- 対象は、18歳以下か60歳以上、障害者などの弱者である。

- 現金の上限を100ドルとし、他の財產品目と合わせて合計500ドルまで。

【カウンセリング】

- カウンセリング実施者はPhD、MD、CSW/MSWなどの開業資格を有していなければならない。OVSはカウンセリング提供者に直接支払う場合の料金表を持っている。CSW/MSWは100ドル、PhDは125ドル、MDは150ドルである。例えば資格のない牧師がカウンセリングをしても支払いはできない。カウンセリング実施者の働いている機関（病院か個人事務所かなど）は問わない。
- 被害者がすでにカウンセリングを受けて自分で費用を払ってしまっている場合には、被害者が負担した額を直接被害者に補償する。

【法医学的レイプ検査】（これは被害者補償制度とは別のプログラム）

- 病院で法医学的検査を受けた性犯罪被害者は、保険による支払いか、OVSによる支払いかなどを選び、OVSを選んだ場合には、OVSが直接病院に800ドルまで支払う。

【緊急資金援助】（これも被害者補償制度とは別のプログラム。Advocacy Programとして行われているもの）

- 当面の資金に困窮している被害者に対して、捜査にあたった刑事に連絡をとって確認をとるなどした上で、即日に資金援助を行っている。対象となるのは、葬儀、エイズ予防治療、移転、安全確保、逸失利益・扶養の喪失、救急医療装置の費用などで、上限は2,500ドルである。緊急に支給した分については、その費用について後で補償制度で給付を受ける場合には控除される。

5 支給状況

- ニューヨーク州の状況は次のとおり。

請求種別に応じた給付額 2010 会計年度

請求の種類	補償が支払われた請求の数	補償額
個人の負傷	7,947 件	21,782,617 ドル
死亡	912 件	4,849,719 ドル
基本的な個人財産	2,200 件	517,389 ドル
法医学的レイプ検査の直接補償	5,923 件	4,535,885 ドル
合計	16,982 件	31,685,610 ドル

6 求償

- 現地では、債権代位と称していた。
- 州は、被害者に補償金を支給した場合、その範囲内で、刑事有罪判決の一部たる損害賠償命令を宣告された犯罪者からの賠償を受けることが可能である。しかし、損害賠償命令判決が出されても、検察官が執行官事務所で手続を行い、損害賠償命令を執行させるようにするのは大変な作業であり、また、多くの犯罪者は、損害賠償命令を完遂できるだけの資産を持たない。
- 最も効果をあげている被害者補償制度は、逮捕され有罪判決を受けた犯罪者からの損害の賠償状況を追跡する専任のスタッフを置いている。被害者補償制度は通常、損害賠償命令の執行や犯罪者からの返還金の回収を検察官や矯正当局に頼っているが、いくつかの被害者補償制度は直接犯罪者と接触して支払を求めている。
- 犯罪者が賠償を支払う能力を持ち、被害者が、被害者補償制度によって支払われた金額より多い経費の全額につき賠償を受けられる場合、被害者補償制度は、犯罪者が被害者補償制度の支払った金額を州に支払うことを求める。

(ニューヨーク州)

- 法律上、ニューヨーク州被害者支援局 (OVS) は判決時に損害賠償命令に名前を記載される当事者である。刑事においては、犯罪者に、被害者に対して支払われた補償額の範囲で、OVS に対する損害賠償命令が命じられる。これは、犯罪者から OVS として求償を得るための主要な方法であるが、命令に名前を記載されたからと言って必ずしも支払を受けられるとは限らない。
- 被害者が補償制度から給付を受けた場合には、被害者が被告から民事の損害賠償で得たものについて OVS は先取特権を取得する。より積極的に、申請者 (被害者) や弁護士に関わり、OVS が民事の和解金などについて先取特権を有することを継続的に知らせることで、損害賠償命令からの回収よりも少し多く回収することに成功している。
- 被害者は補償制度に申請する段階で、民事訴訟で和解金が得られた場合の金額の返還に同意する。民事訴訟を起こした際には知らせてもらい、OVS から弁護士に連絡をとり、解決したら知らせてもらうよう依頼し、補償制度で実際に補償した額から OVS が決まった方式によって減額した分を支払ってもらうことを要求する。

7 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度、損害賠償の履行を加害者に強制もしくは、その履行を担保する制度ないし方策

- 被害者補償は、民事の「損害賠償」的性質のものではない。州の被害者補償制度は、犯罪者が起訴され、有罪判決を受け、賠償を支払う手続とは関係なく、被害者の負担した医療費等を被害者に補償している。
- 被害者には、加害者から損害賠償を得たら補償金を返還する旨を補償制度の申請の際に同意することが求められている。加害者が被害者補償制度からの補償を受けた被害者に、損害賠償を支払った場合、被害者に支払われた被害者補償制度からの補償金は、返金されなければならない。
- ニューヨーク州では、1977年に制定されたサムの息子法として知られる法律について、2001年、犯罪に関連した出版などによって得られた利益だけでなく、特定の犯罪について有罪判決を受けた者が得た相続財産、宝くじなどから得られたあらゆる資産に広げた。OVSの役割はただ、資産を凍結するだけであり、被害者は自分から民事裁判を起こさなければならない。

8 その他

- 司法省犯罪被害者支援室(OVC)は、被害者および受給資格を有する被害者家族に特定の経費（医療費、精神保健費、物的損害費用、葬儀埋葬費およびその他雑費を含む）の払戻を行う「国際テロリズム被害者費用償還制度」を運営している。この制度による支給は州を介さずに被害者に対して行われる。
- また OVC は反テロリズム緊急支援プログラムも運営しており、テロ事件や集団暴力を経験した所管区域に支援を行なっている。